

薬 第 8 5 4 号
令和 5 年 1 月 5 日

一般社団法人埼玉県薬剤師会
会長 齊藤 祐次 様

埼玉県保健医療部薬務課長 岡地 哲也
(公印省略)

彩の国「新しい生活様式」安心宣言の見直しについて（通知）

薬事行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、令和4年12月27日付け産労政第987-4号で産業労働部長から別添（写）のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会会員等への周知をよろしくお願いいたします。

なお、当該宣言に関して御不明な点等ございましたら、下記担当にお問い合わせくださるようお願いいたします。

記

問い合わせ先

産業労働部経済対策担当

電 話 048-830-3763

メール a3710-16@pref.saitama.lg.jp

担 当：総務・温泉・薬事相談担当

電 話：048-830-3624

メール：a3620-01@pref.saitama.lg.jp



産労政第987-4号
令和4年12月27日

関係部局長 様

産業労働部長

彩の国「新しい生活様式」安心宣言の見直しについて（周知のお願い）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策については、御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、彩の国「新しい生活様式」評議会を書面開催し、その結果、「彩の国『新しい生活様式』安心宣言（共通）」（以下、「安心宣言」という。掲示用の「安心宣言」含む）の内容を一部見直しました。

また、国からの事務連絡に基づき、パーティション等の設置等について、一部補足事項を追記しました。

つきましては、貴部局内の関係団体に対し、下記の資料について、所管課から周知していただきますようお願いいたします。

記

1 送付資料

- (1) 業種団体の長宛て文書
- (2) 見直し後の「安心宣言」・・・別添1
- (3) 見直し後の「安心宣言」掲示用・・・別添2
- (4) 新旧対照表・・・別添3

2 安心宣言ホームページ

- (1) 彩の国「新しい生活様式」安心宣言に取り組みましょう！！
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/anshinsengen.html>
- (2) 彩の国「新しい生活様式」安心宣言の認定団体について
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/anshinsengen_dantai.html

担 当：産業労働部経済対策担当
電 話：048-830-3763
Eメール：a3710-16@pref.saitama.lg.jp



業種団体の長様

埼玉県知事 大野 元裕（公印省略）

彩の国「新しい生活様式」安心宣言の見直しについて

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策については、御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、彩の国「新しい生活様式」評議会を書面開催し、その結果、「彩の国『新しい生活様式』安心宣言（共通）」（以下、「安心宣言」という。掲示用の「安心宣言」含む）の内容を一部見直しました。

また、国からの事務連絡に基づき、パーティション等の設置等について、一部補足事項を追記しました。

業種団体の皆様におかれましては、見直し後の「安心宣言」又は「安心宣言（掲示用）」に沿った内容に宣言書を見直していただくようお願い申し上げます。

なお、業種別「安心宣言」認定団体の皆様におかれましては、今回の「安心宣言」又は「安心宣言（掲示用）」の見直しに係る部分については、変更申請していただく必要はございません。

記

1 送付資料

- (1) 見直し後の「安心宣言」・・・別添1
- (2) 見直し後の「安心宣言」掲示用・・・別添2
- (3) 新旧対照表・・・別添3

2 安心宣言ホームページ

- (1) 彩の国「新しい生活様式」安心宣言に取り組みましょう！！
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/anshinsengen.html>
- (2) 彩の国「新しい生活様式」安心宣言の認定団体について
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/anshinsengen_dantai.html

担 当：産業労働部経済対策担当
電 話：048-830-3763
Eメール：a3710-16@pref.saitama.lg.jp

彩の国「新しい生活様式」安心宣言

私たちは、以下のすべてを遵守することを宣言する

1. 「三つの密」を徹底的に回避します

<密閉>

- ・ 施設の換気（機械換気による常時換気又は窓開け換気（可能な範囲で2方向））

※いずれの場合も、

必要な換気量目安：1人当たり換気量 30 m³/時

二酸化炭素濃度目安：おおむね 1,000ppm 以下

<密集>

- ・ 感染防止のための入場者の整理（入場制限や屋外で一定の間隔を保持した状態での待機）
- ・ 受付やレジ、更衣室、喫煙所での混雑の回避、必要な場合には屋外での待機

<密接>

- ・ 適切なマスクの正しい着用と場面に応じた適切な着脱（従業員及び入場者に対する周知）
※病気や障害等でマスク着用が困難な場合には、個別の事情を鑑み、差別等が生じないよう十分配慮するとともに適切な感染対策を講じる
- ・ 人と人との社会的距離（1m以上できるだけ2mを目安）の確保

2. 感染防止のための対策を行います

- ・ 発熱又はその他の感冒様症状を呈している者の入場制限
- ・ 発熱又はその他の感冒様症状を呈している従業員等は即時の自宅待機
- ・ 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所の最小限化
- ・ 複数の人の手が触れる場所の消毒
- ・ 手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）の洗浄消毒、あるいは使い捨て製品の利用
- ・ 手洗いや手指の消毒の徹底
- ・ ごみを回収する際のマスクと手袋の着用
- ・ 鼻水、唾液がついたごみはビニール袋に入れて密閉
- ・ マスクや手袋を脱着した後の石鹸と流水による手指の洗浄、消毒
- ・ 市販の界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を適切に使った清掃
- ・ 通常清掃後、不特定多数が触れる環境表面を始業前後に清拭消毒

3. 安全のための設備にします

- ・ 施設の消毒
- ・ 入口及び施設内などに手指消毒のための設備・薬品の配置
- ・ 入口などに発熱者を発見するための体温計の設置
- ・ 人が対面する場所における、空気の流れを阻害しないパーティション（アクリル板・ビニールカーテン等）の設置
 - ※飲食時には、少人数の家族や日常的に接している知人等の少人数の同一グループ、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が同席する場合は除く
- ・ ペーパータオルの設置又は個人用タオルの準備（共通タオル禁止）

4. 安心に向けた工夫をします

- ・ 常時換気の努力
- ・ テーブルや椅子などの共用物品の定期的な消毒
- ・ 従業員が使用する休憩スペースでの入退室の前後の手洗いの徹底
- ・ インターネットを活用した事前予約に努め、密集を回避
- ・ ユニフォームや衣類のこまめな洗浄
- ・ 応援や歌など、大声を出す場合には、対人距離の確保とともに、換気の徹底やマスクの着用等に留意

5. 行いません、行わせません

- ・ 閉鎖空間での激しい運動や大声の回避

6. 感染対策に特に留意します

- ・ 一度に大人数が休憩する場面
- ・ 対面で食事や会話をする場面

7. 重症化リスクに配慮します

- ・ 高齢者や持病のある方に対し、慎重で徹底した対応を検討し実施（例：高齢者が利用できる時間帯の設定など）

8. 新しい働き方に向け努力する

- ・ 在宅勤務、ローテーション勤務、時差通勤、オンライン会議等の実施

彩の国「新しい生活様式」安心宣言

～ 私たちは以下のすべてを遵守することを宣言します ～

1 「三つの密」を徹底的に回避します

- ・毎時の換気
- ・一定の数以上の入場制限
(屋外でお待ちいただきます)
- ・受付や更衣室、喫煙所での密集防止
- ・社会的距離の確保

2 感染防止の対策を行います

- ・発熱などの症状がある方の制限
- ・症状のある従業員の出勤制限
- ・手洗いや手指の消毒の徹底、
手の触れる場所の消毒
- ・適切なマスクの正しい着用と場面に
応じた適切な着脱
- ・共用する物品などの最小化
- ・鼻水・唾液のついたごみは
ビニール袋に入れて密閉

3 安全のための設備にします

- ・入口等に消毒設備、体温計の設置
- ・対面場所における、空気の流れを阻害
しないパーティション(アクリル板・
ビニールカーテン等)の設置
- ・毎時の換気と消毒の徹底
- ・共通タオルの廃止

4 安心に向けた工夫をします

- ・事前予約の最大限の活用
- ・衣服のこまめな洗濯

5 行いません、行わせません

- ・閉鎖空間での激しい運動や大声

6 感染対策に特に留意します

- ・一度に大人数が休憩する場面
- ・対面で食事や会話をする場面

7 重症化リスクに配慮します

- ・高齢者や持病のある方への配慮
(高齢者利用時間の設定など)

8 新しい働き方に向け努力 します

- ・在宅勤務やオンライン会議
- ・ローテーション勤務、時差通勤



埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」

宣言日： 令和 年 月 日

名称： _____

新	旧
<p style="text-align: right;"><u>(令和4年12月27日改正)</u></p> <p style="text-align: center;">彩の国「新しい生活様式」安心宣言</p> <p>私たちは、以下のすべてを遵守することを宣言する</p> <p>1. <u>「三つの密」</u>を徹底的に回避します</p> <p> <密閉></p> <ul style="list-style-type: none"> • 施設の換気 (<u>機械換気による常時換気又は窓開け換気 (可能な範囲で2方向)</u>) <p> <u>※いずれの場合も、</u></p> <p> <u>必要な換気量目安：1人当たり換気量 30 m³/時</u></p> <p> <u>二酸化炭素濃度目安：おおむね 1,000ppm 以下</u></p> <p> <密集></p> <ul style="list-style-type: none"> • 感染防止のための入場者の整理（入場制限や屋外で一定の間隔を保持した状態での待機） • 受付やレジ、更衣室、喫煙所での混雑の回避、必要な場合には屋外での待機 <p> <密接></p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>適切なマスクの正しい着用と場面に応じた適切な着脱</u>（従業員及び入場者に対する周知） <p> <u>※病気や障害等でマスク着用が困難な場合には、個別の事情を鑑み、差別等が生じないように十分配慮するとともに適切な感染対策を講じる</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • 人と人との社会的距離（1 m以上できるだけ2 mを目安）の確保 <p>2. 感染防止のための対策を行います</p> <ul style="list-style-type: none"> • 発熱又はその他の感冒様症状を呈している者の入場制限 • 発熱又はその他の感冒様症状を呈している従業員等は即時の自宅待機 	<p style="text-align: right;"><u>(令和2年5月26日改正)</u></p> <p style="text-align: center;">彩の国「新しい生活様式」安心宣言</p> <p>私たちは、以下のすべてを遵守することを宣言する</p> <p>1. <u>3密</u>を徹底的に回避します</p> <p> <密閉></p> <ul style="list-style-type: none"> • 施設の換気 (<u>1時間に1回は2つの窓を同時に開けると同程度の対応</u>) <p> <密集></p> <ul style="list-style-type: none"> • 感染防止のための入場者の整理（入場制限や屋外で一定の間隔を保持した状態での待機） • 受付やレジ、更衣室、喫煙所での混雑の回避、必要な場合には屋外での待機 <p> <密接></p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>マスクの着用</u>（従業員及び入場者に対する周知） <ul style="list-style-type: none"> • 人と人との社会的距離（1 m以上できるだけ2 mを目安）の確保 <p>2. 感染防止のための対策を行います</p> <ul style="list-style-type: none"> • 発熱又はその他の感冒様症状を呈している者の入場制限 • 発熱又はその他の感冒様症状を呈している従業員等は即時の自宅待機

- ・ 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所の最小限化
- ・ 複数の人の手が触れる場所の消毒
- ・ 手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）の洗浄消毒、あるいは使い捨て製品の利用
- ・ 手洗いや手指の消毒の徹底
- ・ ごみを回収する際のマスクと手袋の着用
- ・ 鼻水、唾液がついたごみはビニール袋に入れて密閉
- ・ マスクや手袋を脱着した後の石鹸と流水による手指の洗浄、消毒
- ・ 市販の界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を適切に使った清掃
- ・ 通常清掃後、不特定多数が触れる環境表面を始業前後に清拭消毒

3. 安全のための設備にします

- ・ 施設の消毒
- ・ 入口及び施設内などに手指消毒のための設備・薬品の配置
- ・ 入口などに発熱者を発見するための体温計の設置
- ・ 人が対面する場所における、空気の流れを阻害しないパーティション（アクリル板・ビニールカーテン等）の設置

※飲食時においては、少人数の家族や日常的に接している知人等の少人数の同一グループ、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が同席する場合は除く

- ・ ペーパータオルの設置又は個人用タオルの準備（共通タオル禁止）
- ・ （削除）

4. 安心に向けた工夫をします

- ・ 常時換気の努力
- ・ テーブルや椅子などの共用物品の定期的な消毒
- ・ 従業員が使用する休憩スペースでの入退室の前後の手洗いの徹底
- ・ インターネットを活用した事前予約に努め、密集を回避
- ・ ユニフォームや衣類のこまめな洗浄

- ・ 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所の最小限化
- ・ 複数の人の手が触れる場所の消毒
- ・ 手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）の洗浄消毒、あるいは使い捨て製品の利用
- ・ 手洗いや手指の消毒の徹底
- ・ ごみを回収する際のマスクと手袋の着用
- ・ 鼻水、唾液がついたごみはビニール袋に入れて密閉
- ・ マスクや手袋を脱着した後の石鹸と流水による手指の洗浄、消毒
- ・ 市販の界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を適切に使った清掃
- ・ 通常清掃後、不特定多数が触れる環境表面を始業前後に清拭消毒

3. 安全のための設備にします

- ・ 施設の消毒
- ・ 入口及び施設内などに手指消毒のための設備・薬品の配置
- ・ 入口などに発熱者を発見するための体温計の設置
- ・ 人が対面する場所のアクリル板・透明ビニールカーテンなどでの遮蔽

- ・ ペーパータオルの設置又は個人用タオルの準備（共通タオル禁止）
- ・ ハンドドライヤーの使用中止

4. 安心に向けた工夫をします

- ・ 常時換気の努力
- ・ テーブルや椅子などの共用物品の定期的な消毒
- ・ 従業員が使用する休憩スペースでの入退室の前後の手洗いの徹底
- ・ インターネットを活用した事前予約に努め、密集を回避
- ・ ユニフォームや衣類のこまめな洗浄

- ・ 応援や歌など、大声を出す場合には、対人距離の確保とともに、換気の徹底やマスクの着用等に留意

5. 行いません、行わせません

- ・ 閉鎖空間での激しい運動や大声の回避

6. 感染対策に特に留意します

- ・ 一度に大人数が休憩する場面
- ・ 対面で食事や会話をする場面

7. 重症化リスクに配慮します

- ・ 高齢者や持病のある方に対し、慎重で徹底した対応を検討し実施（例：高齢者が利用できる時間帯の設定など）

8. 新しい働き方に向け努力する

- ・ 在宅勤務、ローテーション勤務、時差通勤、オンライン会議等の実施

- ・ スポーツなどの応援は十分な距離を保持又はオンラインで実施

5. 行いません、行わせません

- ・ 閉鎖空間での激しい運動や大声の回避

6. 極力制限します

- ・ 一度に休憩する人数の制限
- ・ 対面での食事や会話の制限

7. 重症化リスクに配慮します

- ・ 高齢者や持病のある方に対し、慎重で徹底した対応を検討し実施（例：高齢者が利用できる時間帯の設定など）

8. 新しい働き方に向け努力する

- ・ 在宅勤務、ローテーション勤務、時差通勤、オンライン会議等の実施

彩の国「新しい生活様式」安心宣言

～ 私たちは以下のすべてを遵守することを宣言します ～

1 「三つの密」を徹底的に回避します

- ・毎時の換気
- ・一定の数以上の入場制限
(屋外でお待ちいただきます)
- ・受付や更衣室、喫煙所での密集防止
- ・社会的距離の確保

2 感染防止の対策を行います

- ・発熱などの症状がある方の制限
- ・症状のある従業員の出勤制限
- ・手洗いや手指の消毒の徹底、
手の触れる場所の消毒
- ・適切なマスクの正しい着用と場面に
応じた適切な着脱
- ・共用する物品などの最小化
- ・鼻水・唾液のついたごみは
ビニール袋に入れて密閉

3 安全のための設備にします

- ・入口等に消毒設備、体温計の設置
- ・対面場所に おける、空気の流れを阻害
しないパーティション(アクリル板・
ビニールカーテン等) の設置
- ・毎時の換気と消毒の徹底
- ・共通タオルの廃止

宣言日： 令和 年 月 日

名 称： _____

※詳細はホームページ (<http://>

) をご覧ください

4 安心に向けた工夫をします

- ・事前予約の最大限の活用
- ・衣服のこまめな洗濯

5 行いません、行わせません

- ・閉鎖空間での激しい運動や大声

6 感染対策に特に留意します

- ・一度に大人数が休憩する場面
- ・対面で食事や会話をする場面

7 重症化リスクに配慮します

- ・高齢者や持病のある方への配慮
(高齢者利用時間の設定など)

8 新しい働き方に向け努力 します

- ・在宅勤務やオンライン会議
- ・ローテーション勤務、時差通勤



埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっちゃん」

彩の国「新しい生活様式」安心宣言

～ 私たちは以下のすべてを遵守することを宣言します ～

1 三密を徹底的に回避します

- ・毎時の換気
- ・一定の数以上の入場制限
(屋外でお待ちいただきます)
- ・受付や更衣室、喫煙所での密集防止
- ・社会的距離の確保

2 感染防止の対策を行います

- ・発熱などの症状がある方の制限
- ・症状のある従業員の出勤制限
- ・手洗いや手指の消毒の徹底、
手の触れる場所の消毒
- ・マスクの着用
- ・共用する物品などの最小化
- ・鼻水・唾液のついたごみは
ビニール袋に入れて密閉

3 安全のための設備にします

- ・入口等に消毒設備、体温計の設置
- ・対面場所の遮蔽
- ・毎時の換気と消毒の徹底
- ・共通タオルの廃止、
ハンドドライヤーの使用中止

宣言日： 令和 年 月 日

名 称： _____

※詳細はホームページ (<http://>

) をご覧ください

4 安心に向けた工夫をします

- ・事前予約の最大限の活用
- ・衣服のこまめな洗濯

5 行いません、行わせません

- ・閉鎖空間での激しい運動や大声

6 極力制限します

- ・一度に休憩する人数の制限
- ・対面での食事や会話の制限

7 重症化リスクに配慮します

- ・高齢者や持病のある方への配慮
(高齢者利用時間の設定など)

8 新しい働き方に向け努力 します

- ・在宅勤務やオンライン会議
- ・ローテーション勤務、時差通勤



埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっちゃん」